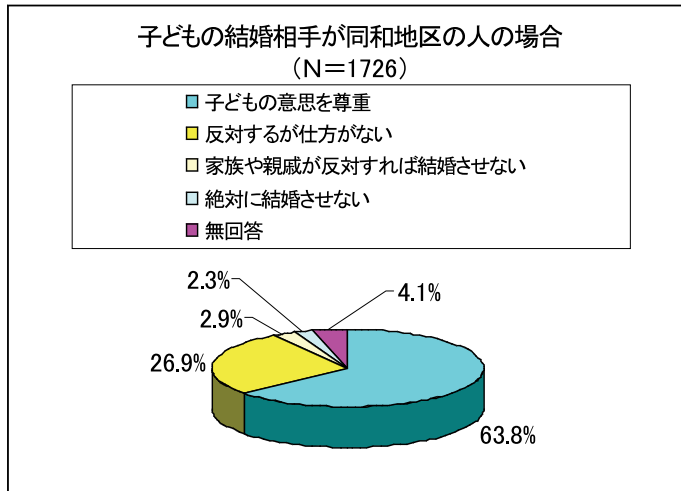


② 同和教育の必要性

同和教育を進めようとするに際し、いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方に会うことがあります。同和問題は教えなければ自然となくなるものだから、教えることによってかえって差別が生まれるといった意見ですが、果たしてそうでしょうか？

ここでは、「結婚差別」の実態や実例から同和教育の必要性を考えてみたいと思います。

【人権・同和問題に関する県民意識調査（平成12年 千葉県）】



「仮にあなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人であることが分かった場合、どうしますか」との設問について、「子どもの意思を尊重する」との回答が過半数を占めています。しかし、「反対するが子どもの意志が強ければ仕方がない」という回答が26.9%、「家族や親戚の反対があれば結婚させない」が2.9%、「絶対に結婚させない」が2.3%あり、同和地区の人との結婚には慎重あるいは否定的な考えを持つ人がかなり多く見られます。

長い間同和教育に大きな足跡を残され、昨年お亡くなりになられた長野県の中山英一先生は、その講演の中でよくおっしゃっていました。…『私はね、戦争と差別を徹底的に憎むんです。それはね、人の命を奪うからです』…

愛されて当然であった人からの差別は、時に最も大切な命を奪うこととなります。悲しい実例を紹介します。

お父様・お母様、度重なる不幸及び先立つ不幸をお許し下さい。

一度他家へ嫁いだ以上、辛苦に堪えて愛する夫と添い遂げる決意でおりましたが、再三の便りにて申し上げました通り、見知らぬ異郷の地で冷たい差別の中にあって頼る人も相談する友もなく、希望の一切を失った恵美子は、人の情けが無性に恋しく、ただただ淋しかったのです。生きて帰れぬ故郷に、今、仏と成って優しい父母の暖かい胸に帰ります。どうぞ、お気を落とさないで下さい。これからは、毎日、安らぎの内に、皆様の胸の中に生きていけるのですもの。誰も恨んだりしないで下さい。形式だけでも私は、Kさんの妻として過ごせたことは、今の私にとっては倅せでした。

至らない私のため、気苦労をさせたと存じますが、何分にも純真過ぎる人故、このようなことになって仕舞い、世間をはばかり、力を落とさぬよう、いたわって上げて下さい。最後のお願いです。

一生を捧げた、ただ一人の人なのです。こんな結果になりましたが、恋い慕う心にかわりありません。誰もわるいのではなく、世の中の因習に負けた、自分自身の不幸だったのです。せめて、姉妹弟たち皆、倅せな家庭生活を過ごせますよう、見守りとう存じます。

では、お父様・お母様、ご壮健にて人生を全うせられますようお祈りして、ペンを止め、最後のお別れとします、さようなら、皆様によろしく。恵美子

長野県の被差別部落に生まれ育った南沢恵美子さんは、横浜のデパートに勤めているとき、愛媛県の男性Kさんと知り合い、1960年7月に彼の郷里で結婚式をあげました。

しかしその後、Kさんの親族が興信所を介して身元調査をおこない、恵美子さんが被差別部落出身であることがわかりました。

その後、恵美子さんには6か月におよび耐え難いほどの差別的な言動が加えられ、残念なことに夫であるKさんもこれに加わるようになったのです。

恵美子さんは辛い気持ちを手紙で実家に訴えましたが、遠方のことでもあり、いかんともしがたい状態が続かなかで、その年の12月に帰らぬ人となりました。先にあげたのは恵美子さん28歳の遺書です。

また、この両親宛ての遺書ほか、途中で命絶えてしまった未完の遺書がもう一通発見されています。

「お取調べの皆様へ覚悟の上とは申せ、色々年末の御多忙中を御迷惑をお掛け致します事、ふかく深くお詫び申し上げます。最後にあたりお願いが御座います。それは私の様に悲しい結果に只淋しく人生を終わらせることが無きよう、この世から、『部落』と云うものをなくし、新婚、間もなくして冷たい差別に悲…（絶命・絶筆）」

さて、再び「[人権・同和問題に関する県民意識調査](#)」を見てみます。

同和地区の人との婚姻に対する考え方は、その人がどのような媒体を通じて同和問題を知ったかということに大きく左右されています。

同和問題を「家族」「近所」「先輩・友人」といった身近な人たちとのコミュニケーションのなかで知った人では、「子どもの意思を尊重する」と答えた割合が比較的低い。一方、「学校の先生」といった啓発教育を通じて知った人の場合は、「子どもの意思を尊重する」と答えた人の割合が比較的高いという結果が示されています。

同和地区に対する差別は、その歴史に対するいわれなき偏見に根ざすものです。正しい知識をもって偏見を取り払うことが、差別に負けない強い心の基盤となります。

また、校区に同和地区がない場合でも、子どもたちが将来さまざまな場面で差別を受けたり、差別を目撃したりすることは考えられます。すべての学校の子どもたちが将来にわたって正しい判断・行動ができる人であるため、同和教育の重要性を今一度確認しましょう。

日本国憲法

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

公正な採用選考に向けて

公正な採用選考に向けては、「全国高等学校統一応募書類」の使用が定められ、改善が図られてきました。しかし、依然として、本人の適性や能力に関係のない就職差別につながる項目の記入を求めたり、面接で質問したりする企業があります。すべての人がそれぞれの能力や適性に応じて、自らの進路を決定することができるように、公正な採用選考に向けた取組を進める必要があります。

厚生労働省では次のような基本的な考え方及び配慮事項を示し、面接時に質問したり、情報を収集したりしないよう十分配慮し、公正な採用選考を実施することを事業主に求めています。

採用選考の基本的な考え方

ア 採用選考に当たっては

- ◇応募者の基本的人権を尊重すること
- ◇応募者の適性・能力のみを基準として行うこと

イ 公正な採用選考を行う基本は

- ◇応募者に広く門戸を開くこと
言い換えれば、雇用条件・採用基準に合った全ての人が応募できる原則を確立すること
- ◇本人のもつ適性・能力以外のことを採用の条件にしないこと
つまり、応募者のもつ適性・能力が求人職種の職務を遂行できるかどうかを基準として採用選考を行うこと

就職差別につながるとされる採用選考時に配慮すべき事項

ア 本人に責任のない事項

- ◇本籍・出生地に関する事
- ◇家族に関する事（職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など）
- ◇住宅状況に関する事（間取り、部屋数、住宅の種類、近郊の施設など）
- ◇生活環境に関する事（生い立ちなど）

イ 本来自由であるべき事項

- ◇宗教に関する事
- ◇支持政党に関する事
- ◇人生観、生活信条に関する事
- ◇尊敬する人物に関する事
- ◇思想に関する事
- ◇労働組合・学生運動など社会運動に関する事
- ◇購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

ウ その他

- ◇身元調査などの実施
- ◇合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

資料：厚生労働省 「公正な採用選考について」

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/topics/saiyo/saiyo1.htm>



生徒自身も、就職差別についての理解を深め、就職差別につながる項目を認識できるようにするとともに、そのような質問を受けた時に、どのような対応をしたらよいか等について、しっかり学習する必要があります。

また、入学試験や校内での面接練習についても、基本的な考え方や配慮すべき事項は同じです。各学校では、子どもたちへの指導とともに、教職員一人一人が人権に関する知的理解や人権感覚をさらに向上できるような取組を、組織的・計画的に進めていくことが求められます。

残念ながら、千葉県でも、統一応募書類の趣旨に違反する選考や、面接での不適切な質問がまだ見られます。千葉県教育委員会としても、厚生労働省千葉労働局や関係機関と連携し、その対応についての整備を進め、改善を図っています。

採用選考における不適切な事例が判明した場合は、教育委員会や県労働局、ハローワークに連絡してください。

【平成21年度学校人権教育実施調査から】

Q 生徒の就職活動にあたって、不公正な採用選考につながる設問や面接、提出書類等の事例がありましたら記入してください(自由記述)

- ・面接で家族構成や親の職業等を聞かれる事例があった。
- ・家族構成、家族の仕事に関する質問があった。
- ・保護者の職業、「歯ならび」を治さなかった理由を問われた。
- ・内定を前提としたものではあったが、生徒への試験後にある企業から訪問があり、生徒の友人関係、家族関係への聞き取りがあったが進路指導部で断り、生徒は内定した。